令 和 0 6 年 度　　第 2 回　　城東警察署協議会　議事概要			
開催日時	令 和 0 6 年 1 0 月 1 6 日　　午 後 0 3 時 0 0 分 ～ 午 後 0 4 時 3 0 分		
開催場所	城東警察署　講堂	出席者	協議会委員　　6 名 署長ほか　　2 名
内　容			

[業務説明]

動物出没時や小動物等が警察に届けられた際の対応（前回会議での要望への回答）

１　城東署管内等の動物出没関連事案
（１）江東区でシカのような動物の目撃情報
（２）管内小学校の職員室内にタヌキ出没の１１０番通報
（３）２３区北部で多数のサル目撃情報
２　警察の対応
（１）野生鳥獣の捕獲には「狩猟」と「有害鳥獣駆除」の方法があり、いずれも知事等の許可が必要である。
（２）鳥獣を都知事等の許可なく直ちに捕獲することはできず、自治体と連携して適切に対応する必要がある。
（３）警察は、警察法第２条に規定された警察の責務を達成するため、警察力を最大限に発揮して、発生し得る危険を排除しなければならない。
（４）現に危険が差し迫った場合等は、逃げ場のない壁に追い込むような措置をとる。
３　警察に届けられた動物の取扱い
（１）令和４年６月から、犬や猫への飼い主情報を登録したマイクロチップの装着が義務化され、警察でも、届けられた動物を返還するためマイクロチップを読み取り、飼い主情報を調査している。
（２）昨年、当署には犬２２件、猫３件、鳥類１９件、その他４件の合計４８件の動物類の届出があった。

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

１　署長から協議会への説明内容
交通死亡事故の発生と特別対策の実施
（１）本年の都内における死亡事故
ア　死者数（１０月１０日現在）
１０７人（前年比プラス１５人）
イ　状態別人数
（ア）歩行者が４６人で群を抜いて多い。
（イ）歩行者のうち、高齢者が２６人を占める。（前年比プラス１０人）
ウ　事故の傾向
信号無視、横断禁止場所横断等、歩行者の違反に起因する事故が約３分の１を占める。
（２）管内発生の死亡事故
ア　発生日時・場所
令和６年８月１７日（土）午後９時１０分頃、番所橋通り上
イ　事故態様
（ア）６０代女性が番所橋通りを斜め横断中、速度超過と思われる乗用車と衝突
（イ）歩行者の斜め横断という交通違反も事故発生の要因の一つと思料される。
（３）特別対策「高齢者を中心とする歩行者に向けた広報啓発活動」
ア　声掛けや広報チラシの配布
集客施設や主要交差点において高齢者を重点に実施
イ　反射材の貼付促進活動
夜間、車から視認されやすくするため、靴やカート等への反射材貼付を促進
ウ　企業や町会での交通安全講話
交通安全情報を共有し、交通ルール遵守を呼び掛け
２　警察署協議会からの意見要望等
（１）特に高齢者で、信号が青の間に横断歩道を渡りきれない人や斜め横断をする人をよく見掛ける。
（２）反射材の活用は、我々にとっても事故に遭わないために効果的だと感じた。
（３）東西線南砂町駅周辺の工事終了予定時期、また、工事終了後、信号機は元の場所

に再設置されるのかどうか教えてほしい。

[その他の意見要望等]

闇バイトの実態や防止対策について教えてほしい。

その他	

※　詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令 和 0 6 年 度　　第 1 回　　城東警察署協議会　議事概要			
開催日時	令 和 0 6 年 0 6 月 2 7 日　　午 後 0 3 時 0 0 分 ～ 午 後 0 4 時 3 0 分		
開催場所	城東警察署　講堂	出席者	協議会委員　　9 名 署長ほか　　3 名

内　容

会議に先立ち、警備課長の出席について各委員から了承を得た。

[業務説明]

協議会における意見要望等に対する回答

1　公園や学校以外の避難者受入れ可能な企業や施設、公共施設等の備蓄品保管状況等について

（1）公共施設以外の避難場所
管内の協力企業や大型商業施設、各団地等で避難者の受け入れが可能

（2）各種訓練の実施
ア　災害図上訓練（ＤＩＧ：ＤｉｓａｓｔｅｒＩｍａｇｉｎａｔｉｏｎＧａｍｅ）
地域住民が地図上で避難施設までの避難経路の確認し、周知を促進
イ　避難訓練
自宅や職場等から避難施設への移動を実際に体験

（3）避難所の備蓄品保管状況等（江東区に確認）
ア　各避難所によって備蓄状況にばらつきあり
イ　改修された小中学校等は倉庫を上階に移動しているが、低層階に倉庫等がある未改修の建物では、水害発生時に浸水のおそれがある

（4）家庭における備蓄等の自助努力
ア　ローリングストック
少し多めの買い置きと消費分の買い足し
イ　防災ボトルの携帯
外出時等の災害発生に備え、防災グッズを収納して携帯

2　刺股の使用要領について
道場において実演指導

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

1　署長から協議会への説明内容
電動キックボードの交通違反について

（1）主な交通違反
ア　反則行為に該当する違反と反則金
（ア）赤信号無視：６千円
（イ）通行禁止違反（進入禁止、右折・左折禁止等）：５千円
（ウ）進路変更禁止違反：５千円
（エ）指定場所一時不停止：５千円
（オ）横断歩行者等妨害：６千円
（カ）携帯電話等使用：１万２千円
イ　非反則行為となる違反と罰金
（ア）酒気帯び運転：５０万円以下
（イ）酒酔い運転：１００万円以下
（ウ）救護措置義務違反：５０万円以下
（エ）事故不申告：５万円以下

（2）当署の取締り状況と事故扱い
ア　交通違反
赤信号無視：２件
イ　交通事故
（ア）物件事故：１件
（イ）人身事故：１件

2　警察署協議会からの意見要望等

（1）電動キックボードは今後普及が進むと思うので、違反取締りを一層強化するとともに、マナー向上やルール遵守に向けた指導啓発を推進してほしい。

（2）いわゆる「モペット」の危険な走行も目立つので、あわせて指導取締りと広報啓発を強化してほしい。

[その他の意見要望等]

動物出没時や小動物が警察に届けられた際の、警察の対応等について知りたい。

その他	令和６年度第２回会議は、令和６年９月開催予定

※　詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令和05年度　第4回　城東警察署協議会　議事概要**(案)**			
開催日時	令和06年03月19日　午後02時45分～ 午後04時15分		
開催場所	城東警察署　講堂	出席者	協議会委員　8名 署長ほか　3名
内　容			

[業務説明]

「電動キックボードに関する広報等の継続実施」について
1　電動キックボードとは（交通部発行資料を参照）
　車両区分、運転免許証の要否等
2　人身事故と交通違反取締り（令和５年７月法改正から１２月まで）
（１）都内の件数の推移
（２）交通違反者の年代別割合（円グラフで表示）
　２０歳代が全体の６０．２％
（３）当庁における交通違反事例（報道記事の紹介）
　ア　酒気帯び運転
　イ　ひき逃げ事案（ルール不知による歩道走行）
3　当署における主な広報啓発活動
（１）デジタルサイネージの活用
（２）大型集客施設における広報活動
（３）企業に対する出張教養

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

1　署長から協議会への説明内容
「管内の学校に対する防災広報活動」について
（１）管内の特徴
　周囲を川に囲まれた海抜ゼロメートル地帯で南部は埋立地
（２）想定される災害リスク
　ア　台風による大規模水害
　イ　液状化等による緊急通行路の不通
　ウ　救助活動の遅延
（３）対象に応じた広報活動
　ア　未就学児
　　令和３年９月に災害対策プロジェクトを設置し、保育園との合同訓練を実施
　イ　小・中・高校生
　　各校で定期的に避難訓練、ロープ結策訓練等による体験型広報を実施
　ウ　外国人留学生等
　（ア）日本語学校等での防災講話や避難訓練
　　当署管内で過去に発生した水害リスクについても教養
　（イ）外国語広報誌の配布
　　外国人が在籍する学校に英語・中国語で記載した広報誌を配布し、防災意識を醸成
2　警察署協議会からの意見要望等
（１）災害時の避難先について、公園や学校以外にも、避難者の受け入れが可能な企業や施設等があれば紹介してほしい。
（２）被災した場合は、避難場所に頼らざるをえないが、自助努力の認識も必要。
（３）備蓄品の保管場所等について紹介してほしい。都や区が示した避難先は階下で、備蓄品が水害に堪えうるか不安がある。

[その他の意見要望等]

1　電動キックボードについて
（１）若い世代は、外出時に利用することが多いと聞いている。
（２）違反した場合の罰則について説明してほしい。自転車の違反にも反則切符が適用されるようになるので、電動キックボードの違反についても関心がある。
2　刺股の使用要領を教示してほしい。

その他	1　会議前に第九機動隊を視察した。 2　令和６年度第１回会議は、令和６年６月開催予定

※　詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令 和 0 5 年 度　　第 3 回　　城東警察署協議会　議事概要			
開催日時	令 和 0 5 年 1 2 月 2 1 日　　午後03時00分～ 午後05時00分		
開催場所	城東警察署　講堂	出席者	協議会委員　　7 名 署長ほか　　2 名
内　容			

[業務説明]

1　前回会議での協議会からの意見要望に対する取組結果
（1）特殊詐欺被害防止対策と自動通話録音機の設置について説明してほしい。
ア　特殊詐欺被害防止対策
（ア）管内所在の郵便局１９局及びゆうちょ銀行と特殊詐欺被害防止に関する協定を都内で初めて締結し、被害防止の意識高揚と被害未然防止活動の推進に取り組んだ。
（イ）被害防止イベントで、ものまねタレントの山本高広さんを一日警察署長に起用し、幅広い世代にクイズ等を交えて特殊詐欺の手口を具体的に伝えた。
（ウ）ナンバー・ディスプレイとナンバー・リクエストの申込みを勧奨し、犯人からの電話に出ない対策を推進した。
（エ）管内のコンビニエンスストア全店舗にサポート詐欺対策を実施した。
・　インターネット回線トラブルを装い「ウイルス除去」と称して電子マネーを購入させる手口に対応するため、当署独自の作成チラシを配布
・　電子マネー購入者に向けた注意喚起を依頼
イ　自動通話録音機の設置
（ア）機能説明（委員に現物を手に取ってもらい実施）
（イ）警視庁管内の設置状況
・　設置件数上位所属
・　当署管内の設置状況と被害発生状況
（ウ）固定電話対策のフローチャート
（エ）自動通話録音機以外の対策
（2）子供に対して事故防止のために安全教育や注意喚起をしてほしい。
ア　幼児や小学生を対象とした訓練の実施状況（昨年及び本年）
（ア）交通安全教室
（イ）横断歩行訓練
（ウ）自転車安全教室
イ　中学生・高校生への対策
（ア）スケアード・ストレートの実施件数と活動状況
（イ）幼児や児童には心理的負担がかかるおそれがあり、中高生以上を対象に実施している。
（3）交通事故を起こした人の手記等があれば読んでみたい。
冊子「贖（あがな）いの日々（交通事故の悲劇を繰り返さないために）」を紹介

2　運転免許証更新と学科試験の事前予約制開始
令和６年２月１日以降、運転免許証の更新及び学科試験は事前予約が必要になる。

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

1　署長から協議会への説明内容
電動キックボードについて
（1）電動キックボードの特徴
車体の大きさ等により、
ア　一般原動機付自転車
イ　特定（特例）特定小型原動機付自転車
に分類される。
（2）電動キックボードが関与する交通事故発生及び交通違反取締り状況
本年７月から９月にかけて増加傾向にある。
（3）電動キックボードの広報啓発活動
ア　交通課員を中心とした声掛け活動
イ　管内設置のデジタルサイネージを活用した広報活動
ウ　交通安全講話等での注意喚起

２　警察署協議会からの意見要望等
（１）電動キックボードについての広報を継続してほしい。
（２）管内にもレンタル電動キックボードのポートが増えてきたが、ポートを設置する際に、設置者から警察に対する届出義務はあるのか。
【回答】ポートを設置する際に届出の義務はない。
（３）電動キックボードをレンタルするときは、あらかじめ返納場所を登録する必要があるところ、利便性向上のため、企業が設置場所を確保し、ポートの設置を進めることで、さらに電動キックボードの普及が拡大すると予想される。

[その他の意見要望等]

１　刺股を効果的に使用して強盗犯人を検挙したニュース映像を見たので、近年凶悪化している犯罪に対応するため、刺股の使用要領を教示してほしい。
２　機動隊の視察を実施してほしい。

その他	令和５年第４回会議は、令和６年３月開催予定

※　詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令和05年度　第2回　城東警察署協議会　議事概要			
開催日時	令和05年10月03日　午後02時45分～ 午後04時45分		
開催場所	城東警察署　講堂	出席者	協議会委員　7名 署長ほか　2名
内　容			

[業務説明]

前回会議での協議会からの意見要望に対する取組結果
「警察官の採用状況や警察学校での生活について説明してほしい。」
1　警察学校卒業式の視察
会議当日、協議会委員が警察学校卒業式に参列し、行事を視察した。
2　警察官の採用情勢について
（1）受験勧奨の取組
ア　リクルーター制度
若手警察官をリクルーターに指定し、母校等で勧奨に当たらせている。
イ　当署管内の高校に対する採用説明会
ウ　他機関との就職合同説明会
（2）合格者の辞退防止
ア　採用試験合格者に対する電話連絡
警察学校入校までの期間に不安を払拭できるようサポートしている。
イ　アシスタント職としての事前体験
警察署で働くイメージを持ち、モチベーションを保つことを目的に、採用試験合格者を、学校入校までの期間、アシスタント職（会計年度任用職員）として、警察署の受付・会計業務に従事させる。

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

1　署長から協議会への説明内容
（1）交通事故防止対策について
ア　過去５年の管内交通事故発生状況
（ア）交通事故の特徴
・　自転車が関与する事故、特に、自転車が第一当事者となる事故の発生が多く、本年も昨年と比較して増加
・　大通り、裏通りともに事故が発生
・　実際に裏通りで発生した自転車が関与する死亡事故の状況
（イ）自転車の取締り
・　交通切符で取締りを実施
・　違反累積者に対する自転車運転者講習制度
（ウ）交通事故防止対策の推進
・　道路環境の整備
・　交通安全教育
・　指導取締り
（2）特殊詐欺の発生状況について
ア　被害発生件数と被害金額
（ア）全庁
（イ）当署管内
イ　管内で発生した特殊詐欺事件の主な手口
ウ　被害防止対策
（ア）犯人からの電話に出ない対策
（イ）留守番電話機能の活用
（ウ）自動通話録音機の取付推進
2　警察署協議会からの意見要望等
（1）交通関係
ア　電動キックボードの交通ルールについて説明してほしい。
イ　死亡事故が発生した場合、運転者の過失の有無によって刑罰に違いがあるのか教えてほしい。
ウ　交通事故を起こした人の手記等があれば読んでみたい。
エ　子供に対して、事故防止のために安全教育や注意喚起をしてほしい。

（２）特殊詐欺対策について
「自動通話録音機」の設置効果について説明してほしい。

[その他の意見要望等]

なし

その他	令和５年度第３回会議は、令和５年１２月開催予定

※　詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令和05年度　第1回　城東警察署協議会　議事概要			
開催日時	令和05年06月29日　午後02時00分～ 午後04時30分		
開催場所	城東警察署　講堂	出席者	協議会委員　9名 署長ほか　2名

内　容

会議に先立ち、会長、副会長を互選した。

[業務説明]

会議当日、協議会委員が白バイ本部特練員の訓練を視察した。

1　トライアル走行訓練
自然の地形の中に設定したセッションを走行し、足つきや転倒等を減点対象として採点を行うことにより競う。

2　不整地走行訓練
不整地にコースを設定して安全運転走行を競う。

3　バランス走行訓練
バランスの技術をパイロンスラローム、８の字走行、小道路旋回、ナローコース、回避制動等によって競う。

4　傾斜走行（スラローム）訓練
指定されたＳ型、クランク型複合の曲線コースを正確に走行する技能を競う。

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

1　署長から協議会への説明内容
（1）白バイ本部特練員
ア　毎年１０月に中央研修所で「全国白バイ安全運転競技大会」が開催され、本大会に向けて訓練している。
イ　白バイ本部特練員は、各交通機動隊から１名ないし２名が選出される。
ウ　警視庁は常勝チームであり、個人・団体ともに優勝を目指している。
（2）訓練の目的
ア　白バイ乗務員の運転技能向上
イ　受傷事故の絶無
ウ　道路交通の安全の維持

2　警察署協議会からの意見要望等
（1）白バイの訓練が、災害時への備えでもあると初めて知った。
（2）女性警察官が、男性同様にとても厳しい練習をしていることに驚いた。
（3）若い警察官が、情熱を持って訓練に励んでいる姿に感動した。
（4）目の当たりにした訓練の様子を、地域に持ち帰って周囲に伝えていきたい。

[その他の意見要望等]

警察官の採用状況や警察学校での生活について説明してほしい。
それを周囲に伝えて、警察官を志望する若者を増やす助けになればと思う。

その他	

※　詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令 和 0 4 年 度　　第 4 回　　城東警察署協議会　議事概要			
開催日時	令 和 0 5 年 0 3 月 1 0 日　　午 後0 3時0 0分 ～ 午 後0 5時0 0分		
開催場所	城東警察署　講堂	出席者	協議会委員　　8 名 署長ほか　　2 名
内　容			

[業務説明]

前回会議における協議会からの意見に対する取組結果
「特殊詐欺の被害者は、どうして詐欺だと気付かなかったのか教えてほしい」との要望を受け、前回会議以降に被害に遭った方から聴取した事項等について説明した。

1　犯行手口の認識について
「オレオレ詐欺」は理解していたものの、「還付金詐欺」、「架空請求詐欺」について理解していない方が多く、「預貯金詐欺」、「詐欺盗」については、理解している方がほとんどいなかった。

2　特殊詐欺情報の入手先について
ほとんどの方がテレビのニュースや特殊詐欺に関する特別番組、新聞などから特殊詐欺に関する情報を入手していた。
また、警察主催のイベントや巡回連絡の機会において、警察で作成したチラシ、ポスター等警察活動により特殊詐欺に関する情報を入手した方もいた。

3　特殊詐欺の情報について、どのように感じていたかについて
ほとんどの方が、「自分には関係ない」と考えており、「騙されるほうが悪い」と考えていた方もいた。
また、「理解しているつもりになっていた」と回答した人もいた。

4　警察活動の効果について
ほとんどの方が少なからず警察活動として特殊詐欺被害防止対策を行っていることを認識していたが、巡回連絡や配布されたチラシ、車両広報による注意喚起について印象に残っている人はほとんどいなかった。

5　家族と特殊詐欺被害防止について話し合いをしていたかについて
ほとんどの方が「話し合いをしていなかった」と回答した。
また、特殊詐欺被害防止の意識を持っていた方でも、実際に犯人からの電話を受けた際には「我を忘れた」、「なぜ理解しているいたのに騙されたのか自分でも分からない」と回答した。

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

1　署長から協議会への説明内容

（1）自転車利用時の交通ルールと罰則
改正道路交通法の施行により、令和５年４月１日から自転車利用者のヘルメットの着用が努力義務となることについて説明した。

（2）新・自転車安全利用五則
・　車道が原則、左側を通行、歩道は例外、歩行者を優先
・　交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
・　夜間はライトを点灯
・　飲酒運転は禁止
・　ヘルメットを着用
について説明した。

（3）罰則
・　赤信号、右側通行、一時不停止は３か月以下の懲役又は５万円以下の罰金
・　歩道通行は２万円以下の罰金又は科料
について説明した。

（4）城東警察署管内の危険箇所
明治通りの亀戸四丁目交差点から日曹橋交差点までを自転車対策重点路線に指定していることについて説明した。

2　警察署協議会からの意見要望等
自転車が車道を通行する際、車道に駐車車両があると危ないので、駐車車両対策を推進してほしい。

[その他の意見要望等]

なし	
その他	

※　詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令 和 0 4 年 度　　第 3 回　　城東警察署協議会　議事概要			
開催日時	令 和 0 4 年 1 2 月 1 3 日　　午 後 0 3 時 0 0 分 ～ 午 後 0 5 時 0 0 分		
開催場所	城東警察署　講堂	出席者	協議会委員　　7 名 署長ほか　　2 名
内　容			

[業務説明]

1　前回会議における協議会からの意見要望等に対する取組結果

（1）「要配慮者に対する避難誘導の指導をしてほしい」について

当署管内にある介護施設や学校、幼稚園・保育園、医療施設などの要配慮者利用施設に対する避難対策として、当署警備課員が各施設を順次訪問して、各施設が策定した「避難確保計画」の確認を行い、計画に対するアドバイスをしたのち、実際に避難訓練を実施して、その結果を検証した上で改善点を見い出し、より良い自助・共助による避難行動を指導している。

具体的には、幼稚園や保育園に対しては「避難経路における危険箇所」、「避難先の場所や広さ」の確認のほか、「避難時に裏路地を通る際には、建物の倒壊や避難中の人が多いため、ベビーカートを活用した避難が困難である」、「上階からの落下物を予想し、道路の端を誘導しない避難をする」ことなどを指導している。

また、介護施設に対しては、「入居者の避難については、近隣者へのあらかじめ共助の声掛け依頼をする」ほか、水害を想定した避難では、「区内の福祉タクシーを活用するなどの事前対策をとる」などを指導しながら施設の避難対策を推進している。

（2）「避難方法のポイントについて情報発信してほしい」について

駅や大型商業施設、商店街等での防災キャンペーンにおける広報や、町会に対する防災講話を実施するなどして広報啓発している。

2　全国地域安全運動の実施について

令和４年１０月１１日から同月２０日までの１０日間、「子供と女性の犯罪被害防止」、「特殊詐欺の被害防止」を重点とした「全国地域安全運動」を実施した。

また、期間中、「行政広報誌への掲載やポスターを作成して管内企業に配布する等の広報活動」、「特殊詐欺被害防止キャンペーンの実施」等を行った。

さらに、運動開始前に「防犯協会各支部へのパトロールグッズやのぼり旗の配布」や、商業施設内において「城東地域安全のつどい」を開催して、住民への防犯意識向上を図った。

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

1　署長から協議会への説明内容

年末年始に向けた各課の取組について

（1）警備課の年末年始対策

令和４年１２月３１日から令和５年１月３日までの間、亀戸天神社や亀戸香取神社等において、過去の雑踏事故を教訓に万全の体制で初詣警備を実施する。

（2）交通課の年末年始対策

年末年始における重大事故防止対策として、「交通街頭活動」、「飲酒運転根絶対策」、「自転車の交通事故防止対策」を強化する。

（3）地域課の年末年始対策

令和４年１２月１５日から令和５年１月３日までの間、年末年始特別警戒として「特殊詐欺対策」、「交通事故防止対策」、「繁華街・歓楽街対策」を推進する。

（4）刑事組織犯罪対策課の年末年始対策

ア　特殊詐欺対策

令和４年１１月、特殊詐欺事件捜査に特化した「特殊詐欺ＰＴ（プロジェクトチーム）」を発足し対策を推進している。

イ　万引き対策

重大犯罪に発展する可能性の芽を摘むため、万引き犯人を徹底的に検挙することで体感治安の向上に努める。

ウ　盛り場対策

初詣場所等には、出店・露店が立ち並び、年末年始の雰囲気を盛り上げているところ、出店者・露店主に暴力団等の反社会的勢力の関与の有無等について確認に努める。

（５）生活安全課の年末年始対策

ア　防犯キャンペーン

毎月１５日に「特殊詐欺被害防止キャンペーン」、毎月２０日に「万引き防止キャンペーン」を実施しているほか、署内の他課と連携して「採用キャンペーン」、「城東パートナーシップキャンペーン」等各種キャンペーンを実施していく。

イ　少年非行防止活動

少年の非行防止・被害防止のために管内の学校に赴き、生徒に対する講話や、保護者や地域住民との意見交換会を実施していく。

ウ　特殊詐欺被害防止

城東署では、被害防止対策として最も効果的である「犯人からの電話に出ない」対策として「自宅電話の留守番電話機能の設定」、「自動通話録音機の設置」、「市販の迷惑電話防止機能付き電話設置の推奨」を推進していく。

エ　人身安全関連事案への対応

ＤＶやストーカー等の人身安全関連事案に関する相談を受理した際には、刑事組織犯罪対策課と連携し、相手方に対する警告や検挙を行っていく。

２　警察署協議会からの意見要望等

（１）自転車利用時の交通ルールや罰則を分かりやすく教えてほしい。

（２）特殊詐欺事件の被害者は、どうして詐欺だと気付かなかったのか教えてほしい。

[その他の意見要望等]

なし

その他	

※　詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。